

調達公告

一般競争入札を行うので、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター契約事務取扱規程（平成19年4月1日制定）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 高橋 紀子
(公印省略)

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

走査電子顕微鏡 一式

(2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

(3) 納入期限

契約締結日から180日以内

(ただし、納入期限日が休日、祝日と重なる場合はその前日とする)

(4) 納入場所

鳥取県米子市日下1247番地

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所

(5) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入することができる者であること。

3 契約担当部局

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 総務担当

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-3522 鳥取県米子市日下1247番地

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 総務担当（担当：武田）

電話（0859）37-1811

電子メール tiitkikaisozai@tiit.or.jp (cc に takeda-t@tiit.or.jp を入れてください)

(2) 入札説明書等の交付の方法

令和6年7月1日（月）から同年7月16日（火）までの間に地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのホームページ (<https://tiit.or.jp/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するので（1）の問合せ先に電話連絡すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月1日（月）から同年7月16日（火）までの日（祝日、日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年7月31日（水）午前10時 即時開札

イ 場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 产学官共同研究実験室（2）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。

（2）入札に参加を希望する者にあっては、入札説明書7による事前提出物を作成の上、令和6年7月16日（火）午後5時までに持参又は郵送により4の（1）の場所へ提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類の記載内容について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者（入札者）の負担とする。

（5）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（6）提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を指定する期日までに提出しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 2に定める入札参加資格を有する者であって、落札後に契約を締結しない恐れがないと認め

られるとき。

イ 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、入札日から過去 2 年の間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、本件入札で締結する契約を履行しない恐れがないと認められるとき。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、及び本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき最低の価格での入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ（抽選）により、落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。